

白浜町総合事業単位数表（第一号通所事業）

通所型独自サービス

サービスコード	単位数	サービス名	算定内容		算定単位
A6 1113	436	通所型独自サービス21	事業対象者・要支援1（1月につき4回まで）		1回につき
A6 8003	305			・利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	
A6 9003	305			・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	
A6 1123	447	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2（1月につき5回から8回まで）		
A6 8013	313			・利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	
A6 9013	313			・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	
A6 C215	▲ 4	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	事業対象者・要支援1		1回につき
A6 C216	▲ 4	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援2		
A6 D215	▲ 4	通所型独自業務継続計画未策定減算21	事業対象者・要支援1		
A6 D216	▲ 4	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2		
A6 8112		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		
A6 6207	▲ 94	通所型独自サービス同一建物減算3	1月当たりの回数を定める場合		
A6 5612	▲ 47	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	（片道につき）47単位減算※1月につき752単位の範囲内で減算	片道につき
A6 5010	100	生活機能向上グループ活動加算	100単位（1月）※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験の有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		1月につき
A6 6109	240	若年性認知症利用者受入加算	240単位（1月）		
A6 6116	50	栄養アセスメント加算	50単位（1月）		
A6 5003	200	栄養改善加算	200単位（1月）		
A6 5004	150	口腔機能向上加算	（1）口腔機能向上加算（Ⅰ）		
A6 5011	160		（2）口腔機能向上加算（Ⅱ）		
A6 6310	480	一体的サービス提供加算			
A6 6011	88	サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	①事業対象者・要支援1	
A6 6012	176			②事業対象者・要支援2	
A6 6107	72		（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	①事業対象者・要支援1	
A6 6108	144			②事業対象者・要支援2	
A6 6103	24		（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	①事業対象者・要支援1	
A6 6104	48			②事業対象者・要支援2	
A6 4001	100	生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき100単位（3月に1回を限度）	1回につき
A6 4002	200		（2）生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき200単位	
A6 6200	20	口腔・栄養スクリーニング加算	（1）口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6月に1回を限度	
A6 6201	5		（2）口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6月に1回を限度	
A6 6311	40	科学的介護推進体制加算			1月につき
A6 6100		介護職員等処遇改善加算	①介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	＋所定単位×92／1000	
A6 6110			②介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	＋所定単位×90／1000	
A6 6111			③介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	＋所定単位×80／1000	
A6 6380			④介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	＋所定単位×64／1000	

※「同一建物減算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目